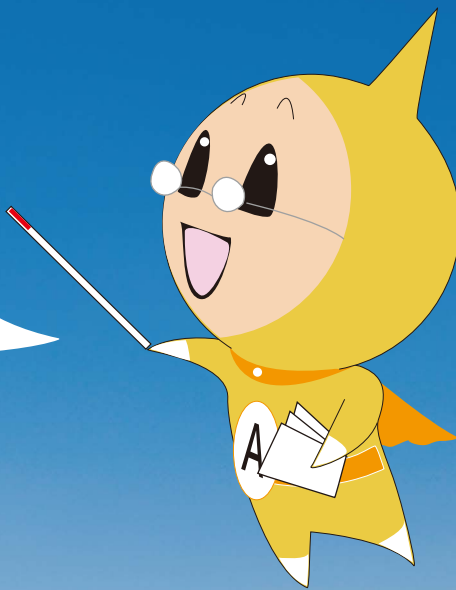


ご案内

／事業主のみなさん／

個人住民税の 特別徴収には **eLTAX** を 活用しましょう

個人住民税の特別徴収は
法律で義務付けられています。
ここでは、特別徴収と
eLTAXについて
わかりやすく解説します！



eLTAXの活用で業務効率化！
自宅やオフィスから、インターネットで簡単手続き！



総務省・地方税共同機構



R260
古紙パルプ配合率60%再生紙を使用

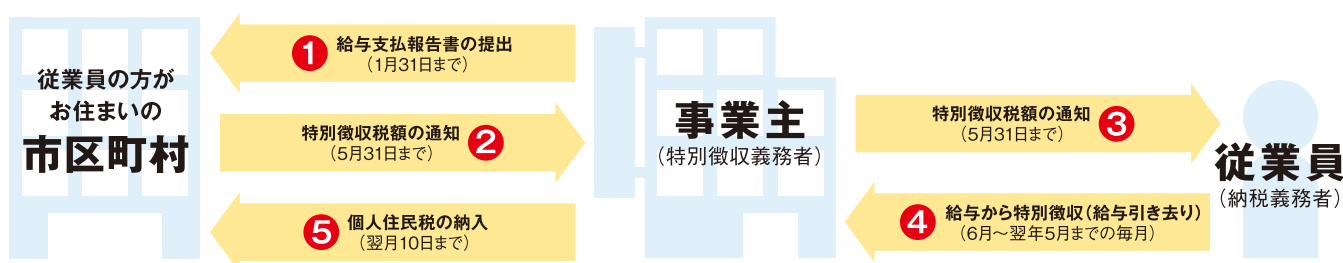
個人住民税 特別徴収の概要

基本だね!

個人住民税の特別徴収とは？

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、**毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入**していただく制度です。
- 法人・個人を問わず、事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、**全ての従業員**について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

特別徴収制度のしくみ



用語の解説

- 個人住民税とは、**市町村民税**と**道府県民税**を併せた**地方税**のことです。
- 給与引き去り（給与天引き）による納入を「**特別徴収**」といいます。
- 「特別徴収」以外に、市町村から送付される納税通知書で個人が納付する方法を「**普通徴収**」といいます（年4回）。
- 従業員には、**短期雇用者、アルバイト、パート、役員等全て含みます**。

具体的な手続き

eLTAXを活用すると便利だね!



基本的な手続きの流れ

STEP

①

給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをしている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「**給与支払報告書**」を、給与の支払いを受けている方が**1月1日現在お住まいの市町村**に提出する必要があります。また年の途中で退職した方についても提出する必要があります。

※給与支払報告書はeLTAX(エルタックス)によりパソコンからご提出いただけます。

なお、前々年における源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上である場合は、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

STEP

②

特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員(納税義務者)がお住まいの市町村から事業主(特別徴収義務者)あてに「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」が送付されます。この時に年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から特別徴収(給与引き去り)を開始してください。

STEP

③

納期と納入方法

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収(給与引き去り)した月の翌月10日です。

この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。

eLTAXを利用して電子納税していただくか、従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

※eLTAXを利用することで、全ての市町村へ一括して電子納税することができます。

その他の手続き

税額の変更通知

従業員（納税義務者）の給与支払報告書の訂正、所得額や控除の内容の調査結果により、すでに通知した月々の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「**特別徴収税額変更通知書**」が送付されますので、その通知に従って**特別徴収する税額を変更**してください。

退職・休職者の徴収方法

① 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員（納税義務者）から直接納付していただきます。

従業員（納税義務者）から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、**未徴収税額を給与や退職金等から、一括して特別徴収**していただきます。

② 1月1日から4月30日までに退職等をした場合

この期間については①とは違い、元の勤務先から5月31日までに支給される給与、退職金等が残りの税額を超える場合には、法令（地方税法321条の5第2項）により、従業員の申し出がなくても**5月31日までの間に支払いをする給与や退職金等から、一括して特別徴収**により納入していただく必要があります。

異動届などの提出

退職や休職または転勤等により従業員（納税義務者）に異動があった場合は、その事由が発生した日の**翌月10日**までに事業主（給与支払者）が、従業員（納税義務者）の方がお住まいの市町村に「**異動届**」を提出する必要があります。

納期の特例（年2回納入）

原則として、特別徴収は年間12回毎月納入いただくことになっています。給与の支払いを受ける従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業主（給与支払者）に限り、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村に申請書を提出し承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、**6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入**できる「**納期の特例**」をご利用いただけます。

※各期間のうち、承認を受けた日が属する期間については、その日が属する月から当該期間の最終月までの期間

退職所得が支払われる場合の個人住民税の特別徴収について

退職所得に対する個人住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその個人住民税額を差し引いて納入することとされております。納入すべき市町村は、退職手当の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の**1月1日現在における住所が所在する市町村**です。

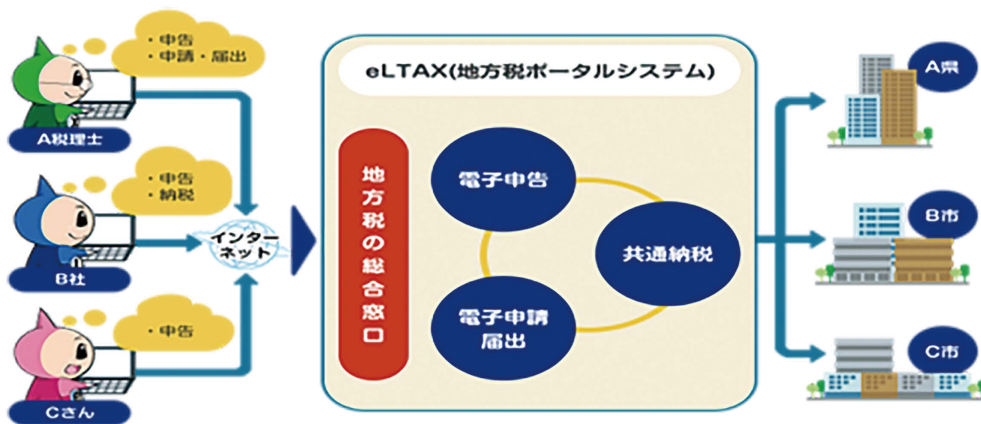
特別徴収に係る eLTAXの利用について

eLTAXとは？

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAXを利用することで、自宅やオフィスから給与支払報告書の提出や地方税の納税を全ての地方団体へ一括して行うことができます。

納税は地方公共団体が指定する金融機関に限らず、全国1,000以上の金融機関で利用できます。



eLTAXで利用可能な手続き(個人住民税の特別徴収に関係するもの)

① 電子申告が可能なもの

- 給与支払報告
- 給与支払報告・特別徴収に関わる給与所得者異動届出
- 普通徴収から特別徴収への切替申請
- 退職所得に関わる納入申告及び特別徴収票
- 公的年金等支払報告 など

② 電子申請・届出が可能なもの

- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

③ 地方税共通納税(電子納税)が可能なもの

- 特別徴収に係る本税の納入
- 特別徴収に係る延滞金、加算金の納入

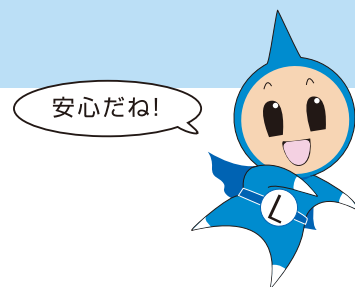
特に、

a. 退職所得に係る納入申告を電子申告した場合

b. 特別徴収税額通知書が電子的に送付されている場合

は、納付金額等のデータを取り込む方法により納入することができます。

その他の場合は、納付税額等を直接入力することにより納入します。



セキュリティ対策も万全!

eLTAXは、地方税に関する個人情報を取り扱うことから、高い安全性と信頼性を確保し、利用者の方が安心して利用できるセキュリティ対策を行っています。



給与支払報告書等のeLTAX又は光ディスク等による 提出義務基準の引き下げについて

令和3年(2021年)1月以後提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が**100枚以上(改正前: 1,000枚以上)**であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAXを初めて利用する方はこちら! (eLTAXスタートガイド)

<https://www.eltax.lta.go.jp/first/>

個人住民税 特別徴収 Q & A

Q₁
A

特別徴収とは何ですか？

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り、納入していただく制度です。

Q₂
A

特別徴収はしなくてはならないのですか？

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収することが法律（地方税法第321条の4及び市区町村条例）により**義務づけられています**。

Q₃
A

従業員は家族だけなので特別徴収はしなくても良いですか？

家族であっても特別徴収を行う義務があります。

Q₄
A

従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？

アルバイトやパートを含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次のような特別な従業員は除きます。

- 給与が毎月支給されておらず、不定期である場合
- 給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない場合 など

Q₅
A

従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？

従業員数が少ない場合も特別徴収する必要があります。

ただし、**従業員（納税義務者）が常時10人未満**の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用できます。

Q₆

どのような場合に特別徴収しなければなりませんか？

A

従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主（給与支払者）は原則として特別徴収しなければなりません。

Q₇

特別徴収するメリットはあるのですか？

A

- ①事業主（給与支払者）は、個人住民税の税額計算を市町村が行いますので、所得税のように事業主（給与支払者）が税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。
- ②従業員（納税義務者）は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくてすみます。

Q₈

事業主（給与支払者）が特別徴収した個人住民税は、従業員（納税義務者）が住んでいる市町村ごとに納入しないといけませんか？

A

個人住民税は従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入する必要がありますが、eLTAXを利用することで、自宅やオフィスから、全ての地方団体へ一括して納税手続きを行うことができます。

Q₉

従業員の就退職の回数が多く、従業員には普通徴収にしてもらいたいが…

A

事業主（給与支払者）が特別徴収義務者となることは、法令（地方税法第321条の4）に定められています。事務が繁雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。

Q₁₀

従業員から普通徴収で納めたいと言われたら…

A

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員（納税義務者）の希望により普通徴収を選択することはできません。また、Q7のとおり、特別徴収は従業員の方の便宜になります。